

2025年7月23日

鹿児島地方最低賃金改定に関する関係労働者の意見陳述

鹿児島県労働組合総連合 議長 福丸 裕子

審議会委員の皆様には、鹿児島地方最低賃金制度の機能発揮に向けてご尽力いただいておりますことに深く感謝いたします。

最低賃金をめぐる動きについては、近年マスコミ報道などでも注目を集めることになっています。昨年の最低賃金は56円引き上げられて953円となりましたが、私たちは「首都圏との賃金格差が是正されていない」と感じています。「全国一律最低賃金制度」の検討が必須であると痛感しています。

昨年は、私たち鹿児島県労連で取り組んだ「最低生計費調査のアップロード」についてこの場で陳述させていただきました。調査結果では、鹿児島市内で25歳の若者が普通に暮らすためには「男性月額268,696円（前回調査比較31,138円+）」「女性月額269,794円（前回調査比較30,823円+）」（ともに税・社会保険料込み）という結果となりました。年額に換算すると約323万円となり、過去の試算から9.9%上昇しました。試算の月額を賃金収入で得るとすると、時給換算で「男性1,584円」「女性1,593円」（中央最低賃金審議会で用いる法定の最も長い所定内労働時間月173.8時間で計算した場合。月150時間換算をすれば男性1,794円、女性1,798円となり、より金額としては上昇する）となりました。労働時間を含めて人間らしく「ふつうに暮らす」ためには、現在の最低賃金ではとても足りず、時給1,500円以上が必要であることを明らかにしました。

全労連と地方組織が全国27都道府県で約5万人の協力で行ってきた“マーケットバスケット方式”による「最低生計費試算調査」によると、全国どこでも25歳単身で月額24万円（税込み）・時間額1,500円以上（月150時間換算）必要との結果が示され、人間らしく暮らせる最低生計費は、都市部でも地方でもほぼ同額であることが明らかになっています。そして、物価上昇を加味した直近のデータでは1700円、1800円の結果が出ており、1500円では足りない状況が示されています。

いま労働者・住民のいのちと暮らしは、歴史的物価高騰の中で異次元の暮らし危機をもたらしています。実質賃金は連続マイナス、社会保障の負担額の異常な増加や教育費の高騰などで、生活は厳しさを増しています。最近の消費者物価指数は上昇し、このうち「米類」は過去最高となっています。「手取り」に注目した政党への投票行動に変化が生じるなど、国民は今何らかの変化と解決を求めています。

私たちの仲間が多く働く医療、介護、福祉などケア労働者は、この物価高のなかで実質賃金下がりとなっています。また、最も困難な生活を強いられる非正規労働者で働く仲間の賃上げ



は抑制的であり、生活改善どころか、消費者物価指数の食料・光熱費・医薬品など生活に欠かせない「基礎的支出項目」の上昇にもおよぼず、厳しさが増しているのが実態です。困窮する国民生活を支え、「格差と貧困の是正」と雇用を守るために「労働者の賃金底上げによる経済」への転換が図られるようご尽力いただくようお願いします。

目標実現のためには政府による中小企業支援強化が欠かせません。石破首相は、5月22日に行われた政労使会議で「『中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画』の施策パッケージ案」を示されました。働けば、誰もが人間らしい生活が得られるようにすることは、国の責任であり、最低賃金はその責任を果たす重要な賃金規制です。ところが「施策パッケージ案」は、労働者や企業に生産性向上、効率化、省力化（＝人員削減）を迫ることを主内容とするもので、国の生存権保障を責任転嫁するものと言わざるを得ません。人手不足が限界に達し、人命や子どもの発達に重大な影響を及ぼしかねないケア労働や教育まで生産性向上を求めることは断じて許されません。日本企業の生産性は上がっているにもかかわらず、賃金があげられていないのが現実です。政府として最低賃金（賃金）の引き上げをかけるならば、「生産性向上、効率化、省力化」を求めるのではなく、中小企業・小規模事業者に対し、社会保険料（事業主負担）減免や賃金引き上げ分の直接補助を実施すべきです。

日本の労働者の低賃金は、大企業の利益優先が生み出したゆがみです。ここを政府が規制しない限り、賃上げ原資を中小企業にもたらしことはできません。M&Aなどで、中小企業を淘汰・整理し、雇用流動化で労働者の自己責任を強いることは、雇用喪失と地域経済の破壊につながるものです。適正な公正取引がなされる施策を、強制力をもって強化することが必要です。

地域経済で言えば、この間の無策が地方から大都市への人口移動を推進したことになります。この地方の経済損失は、地域経済を冷え込ませ、地方の中小企業経営が労働力を十分に確保できない等、影響を与えています。

今いくつかの自治体首長は、人口の流失や地域経済の疲弊を、これ以上放置できないと、地方最低賃金審議会にむけ、格差是正とそのための最賃引き上げを求めて声を上げ行動しており、地方政治の重要な焦点になっています。2024年の最低賃金改定では、27県が中央最低賃金審議会目安額を上回る結果を出し、最高額と最低額の格差が一気に8円縮まるなど、地域間格差の是正に対する地方の強いメッセージが示されました。

去年は、徳島県が目安額50円に+34円の84円増という大きな変化をつくられましたが、現行法のランク制による地域別最低賃金である限り、最低賃金の低い地域は、その現状の支払い能力や経済状況が勘案されて決められるため、低いままに決定される構造的な問題もっています。目安額の上乗せも、最下位にならないためのものとなり、目安方式そのものが問われる事態になっています。「地域間格差拡大の抑制」という点から、高い地域は低い地域を考慮することで、引き上げを抑制する要因ともなっています。212円と開いた格差を改

善するには、全国一律に最低賃金法を改正することが必要だと考えます。昨年、中央最低賃金審議会は、ABC ランクとも一律「50 円」の目安額としましたが、地域間の格差を縮小するメッセージとなる目安を検討すべきです。

審議委員の皆様、中央の目安での金額のみで論議するのではなく、鹿児島で働く方がたに寄り添った審議会であって欲しいと期待しています。特に時給で働く非正規の方はほんとに困っています。

私の周りの方の声です「車がないと働きに行けないのでガソリン代の高騰が生活に影響がでている。お米が高いが子どもに我慢をさせられないので食費が膨らんでいる。自分の時給があがると少しは助かる」など耳にしています。このような生活実態は昨年も申し上げましたが、その重たい事実に向き合っていただけないでしょうか。

審議会の皆様には県内で働くすべての労働者に対して、「健康で文化的な生活」を送るに足るのかどうか、労働基準法第1条「人たるに値する生活を営むための必要を満たすべき」その水準に及んでいるかどうか、審議を強く求めます。

以上